

[トップ](#)[一般事業主行動計画  
公表サイト](#)[Q&A集](#)[両立診断サイト](#)[企業の取組事例](#)

## 一般事業主行動計画公表サイト

## 企業データ詳細

[一般事業主行動計画公表サイトトップ](#) > 企業データ詳細

掲載日：2015年03月18日 更新日：2024年04月12日

企業名	株式会社スギ薬局
認定	 
法人番号	7180301016951
代表者	代表取締役 杉浦 克典
業種	卸売業、小売業
企業規模	38,014人
企業規模詳細	男性：10,626人 女性：27,388人（2024年4月現在）
所在地	愛知県 大府市横根町新江62番地の1
電話	0562-45-2707
主たる事業	医薬品、化粧品、日用品の販売および処方箋調剤に関する事業
企業サイトURL（自社の両立支援に関するページ等）	<a href="http://www.drug-sugi.co.jp/">http://www.drug-sugi.co.jp/</a>
くるみん認定	2009年認定
くるみんプラス認定	
トライくるみん認定	
トライくるみんプラス認定	
男性の育児休業取得率等	
女性の育児休業取得率	
育児休業等の取得の状況に関する備考	
くるみんマーク・プラチナくるみんマーク等活用事例	ホームページ、採用ツール、名刺等へ活用

厚生労働省及び都道府県労働局からの均等・  
両立推進企業表彰またはファミリー・フレン↑  
ページ  
トップへ

ドリー企業表彰の受賞の有無

イクメン企業アワード

えるぼし認定

プラチナえるぼし認定

一般事業主行動計画の内容

プラチナくるみん取得のため、一般事業主行動計画の代わりに次世代育成支援対策の実施状況の公表を行っています。

一般事業主行動計画

我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績、育児休業平均取得期間など）

&lt;育児関係&gt;

当社は仕事と家庭の両立の推進を図るため、以下の取り組みを行っています。

○法を上回る育児休業制度を整備

- ・法第5条第3項の期間については2歳または2歳の誕生日からその後に迎える4月30日までとする。
- ・看護休暇の子の範囲を小学校就学前ではなく中学校就学前までの子とする。
- ・看護休暇の日数を5日ではなく7日とする。
- ・育児のための勤務時間短縮の対象となる子の範囲を小学校6年終了までの子とする。

○労働環境の整備

- ・所定外労働時間の削減
- ・年次有給休暇の取得促進

引き続き、職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境、労働条件の整備を進めていきます。

我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績など）

&lt;介護関係&gt;

当社は仕事と家庭の両立の推進を図るため、以下の取り組みを行う予定です。

- ・現行、「介護のための所定労働時間短縮措置」は1日の所定労働時間を3時間まで短縮できます。

[「女性の活躍推進企業データベース」での公表ページはこちら](#)

## 次世代育成支援対策の実施状況（プラチナくるみん認定企業）

プラチナくるみん認定年	2018年認定
プラチナくるみんプラス認定	
公表年月日	2024年 4月 11日
公表事業年度（※1）	2024年 3月 1日 ~ 2025年 2月 28日
公表前事業年度（※2）	2023年 3月 1日 ~ 2024年 2月 28日
公表前々事業年度（※3）	2022年 3月 1日 ~ 2023年 2月 28日
公表前事業年度において育児休業等（※4）をした男性労働者数	107人
公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした男性労働者数の割合	55%
公表前事業年度において、配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度にお	65%



いて育児休業等をした男性労働者数及び育児  
目的休暇制度（※5）を利用した男性労働者  
数の合計数の割合

育児目的休暇制度の具体的内容	配偶者の出産後、30日以内に取得できる2日間の特別有給休暇
公表前事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした女性労働者数の割合	97%
公表前事業年度において、フルタイムの労働者等1人あたりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数	1月：7時間 2月：9時間 3月：9時間 4月：8時間 5月：8時間 6月：8時間 7月：8時間 8月：8時間 9月：9時間 10月：8時間 11月：9時間 12月：9時間
公表前事業年度において、平均した1か月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数	0人
所定外労働の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者への育児のための所定労働時間の制限あり
短時間勤務制度	小学校6年生修了までの子を養育する労働者への育児のための短時間勤務制度あり
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	子の年齢にかかわらず、変形労働時間制の活用により始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げが可能
育児に要する経費の援助措置等	満20歳未満の子を扶養する社員に対し、子ども手当を支給
所定外労働の削減のための措置の内容	本社屋一斉消灯時間の設定
年次有給休暇の取得の促進のための措置の内容	4連続休暇取得促進（年2回）
短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の内容	・本社従業員のテレワークの導入 ・多様な働き方実現のための「勤務地限定制度」「調剤薬剤師制度」あり
公表前々事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度に在職している又は在職していた女性労働者数の割合	97%
育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画の内容	①当社創業者（女性）の執筆本を若手含む全社員に配布。育児と仕事を両立した経験を記載 ②役員による職場風土の改革に関する研修
内容の実施状況	①配布済 ②女性役員より、新入社員に向けて研修を実施
次世代育成支援対策の実施状況（PDF）	次世代育成支援対策の実施状況（PDF） <a href="#">PDF</a>

※1 公表を行う日の属する事業年度（各事業主における会計年度）

※2 公表を行う日の属する事業年度の前の事業年度

※3 公表を行う日の属する事業年度の前々事業年度

※4 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業のほか、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業

※5 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とした企業独自の育児を目的とした休暇制度（例：失効年休の育児目的での使用、配偶者出産（休業等）

[検索へ戻る](#)[検索一覧へ戻る](#)

サイトにバナーを貼ろう！ プライバシー・ポリシー セキュリティ・免責・リンクについて

(C)Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

---

